

## 身体拘束等適正化の指針

### I 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

#### (1) 理念

##### ① 身体拘束等の原則禁止

さわやか工房は、利用者の尊厳に基づき、安心、安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、施設運営に努力いたします

身体的、精神的に影響を招く恐れのある身体拘束等は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません

##### ② 身体拘束等に該当する具体的な行為

- 身動きができないよう、車椅子や椅子、などに身体を固定する
- 他人への迷惑行為を防ぐために椅子などに体幹や四肢等を拘束する
- 行動を落ち着かせるために向精神薬等を過剰に服用させる
- 自分の意思で開くことのできない部屋等に隔離する

##### ③ 目指すべき目標

3要件のすべてに該当すると判断された場合、本人、家族への説明を経て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます

#### (2) 方針

次の仕組みを通して身体拘束等の必要性を除くように努めます

①利用者の理解と基本的な支援の向上により身体拘束等を行なわないよう努めます。利用者一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くために対策を実施します

② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます  
管理者、サービス管理責任者が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識、技能の水準が向上する仕組みを作ります

③身体拘束等適正化のため利用者、家族と話し合います  
家族、利用者にとってより良い支援について話し合いを継続します

### II 身体拘束等適正化委員会の設置及び開催

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束等適正化のため体制を維持、強化します

#### (1) 身体拘束等適正化検討委員会の設置及び開催

身体拘束等適正化検討委員会を設置し本施設で身体拘束等適正化を目指すための取り組み等の確認、改善を検討します。委員会は年に2回以上の頻度で開催します特に緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体拘束等の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します

## (2) 委員会の設置・役割

＜身体拘束等適正化委員会メンバー＞

さわやか工房: 管理者、サービス管理責任者、職員(目標工賃達成指導員)

拓未: 管理者、職員(相談支援専門員)

第三者委員

身体拘束等適正化委員会は、利用者の安全と人権を擁護し身体拘束等適正化に向け取り組むことを目的とする。人権を擁護する高い意識を持ち、風通しの良い開かれた施設運営のために、職員とともに取り組みます

## (3) 委員会の検討内容

- ① 前回の振り返り
- ② 3要件の再確認
- ③ 3要件の再確認要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する
- ④ 身体拘束等を実施した場合は、3要件の該当状況、代替案について検討を継続する
- ⑤ 身体拘束が必要と判断した場合は医師、家族等との意見調整の進め方を検討する
- ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認、見直し
- ⑦ 議論のまとめ
- ⑧ 今後の予定(研修・次回委員会開催時期等)

## (4) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成、説明、保管するほか、委員会の結果について職員に周知徹底する

## Ⅲ 虐待防止・身体拘束等適正化のための研修

虐待防止・身体拘束等適正化に向け、職員に年2回以上の頻度で定期的な研修を実施する。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(概要)を記載した記録を作成する

## IV

### (1) 3要件の確認

#### 切迫性

利用者本人またはほかの利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

#### 非代替性

身体拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと

#### 一時性

身体拘束が一時的なものであること

### (2) 要件合致確認

利用者の状態を踏まえ身体拘束等適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束等を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の状態等を参考にして同委員会で適正化に向けて再検討し解除へ向けて取り組む

### (3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束等を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に本人、家族等へ説明し書面で確認を得ます

- ・拘束が必要となる理由（個別の状況による拘束の必要な理由）
- ・拘束の方法（場所、行為、部位、内容）
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定（特に解除の予定が必要）

※【記録1】「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書」

## V 身体拘束等に関する記録

緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施している場合には、身体拘束等の実施状況や利用者の日々の支援記録を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行う

※参考記録【記録1】「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書」「利用者の支援記録」

## 附則

この指針は、令和 5年 4月 1日から施行する